

# 令和9年度豊橋市建築行政DX推進業務(仮称)

## 参考仕様書 ※確定したものではありません

### 第1章 総則

#### (業務目的)

第1条 本業務は、発注者が保有する建築確認申請台帳、建築計画概要書の電子化を行い、一般財団法人建築行政情報センター(以下「ICBA」という。)が提供する建築行政共用データベースシステム(以下「共用DB」という。)にデータ入力・変換を行い、建築確認情報の一元化となるデータベースを作成すると共に、そのデータベースを活かして、アスベストを使用している建築物の実態把握や建築行政窓口の利便性を図るためのものを構築することを目的とする。

#### (業務委託名称)

第2条 令和9年度豊橋市建築行政DX推進業務(仮称)

#### (履行場所)

第3条 本業務で対象となる区域は、豊橋市全域とする。

#### (履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約日から令和10年3月17日(金)までとする。

#### (関係法令等)

第5条 受託者は、本業務の実施にあたり、次に示す事項及び関係する諸法令を遵守するとともに、その他関連する通知、通達等に従うものとする。

1. 建築基準法
2. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
3. その他必要な法律、条令及び規則等

#### (公的資格等)

第6条 受託者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得していなければならない。

- (1) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)
- (2) JISQ 15001(プライバシーマーク)

(業務実施体制)

第7条 受託者は、本業務を実施するにあたり、調査内容に精通し、かつ十分な経験を有する管理技術者及び担当技術者を選任し、効率的かつ適切な業務体制を構築しなければならない。

(打合せ及び議事録)

第8条 受託者は、業務着手時及び履行期間中に必要に応じて協議打合せを行い、その議事録を本市に提出しなければならない。

(疑義)

第9条 本仕様書に定める事項において疑義が生じた場合は、本市に照会し、本市の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第10条 受託者は本業務の着手時にあたっては、次の書類を提出しなければならない。なお、承諾された事項を変更しようとする場合は、その都度承諾を得なければならない。

1. 着手届
2. 工程表
3. 管理実施技術者・担当技術者届(経歴書)
4. 業務実施計画書

(検査及び引渡し)

第11条 受託者は、業務完了後すみやかに完了届を提出し、本市の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品を納入すること。

(損害賠償)

第12条 本業務の遂行中に受託者の責により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は全て受託者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(帰属)

第14条 本業務における成果は、すべて発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第15条 本業務の概要及び実施項目は以下のとおりとする。

- |     |  |    |
|-----|--|----|
| (1) | 計画準備                                   | 一式 |
| (2) | 貸与資料整理                                 | 一式 |
| (3) | アスベスト調査台帳作成(令和8年度業務対象建築物)              |    |
| ①   | 建築物の GIS データ作成                         | 一式 |
| ②   | 建築物と登記情報との突合作業                         | 一式 |
| ③   | アスベスト対象建築物と登記事項要約書情報の関連付けの確認           | 一式 |
| ④   | アスベスト調査台帳作成                            | 一式 |
| ⑤   | 今後のアスベスト対策に向けての整理                      | 一式 |
| (4) | 各種資料の電子化及び共用 DB 登録用データ作成 (令和8年度業務以外全て) |    |
| ①   | 建築計画概要書のスキャン                           | 一式 |
| ②   | 個人情報等の保護処理                             | 一式 |
| ③   | 建築物の GIS データ作成                         | 一式 |
| ④   | 電子データの整理及び調整                           | 一式 |
| ⑤   | 共用 DB 登録用データ作成                         | 一式 |
| (5) | 成果品とりまとめ                               | 一式 |
| (6) | 業務報告書作成                                | 一式 |
| (7) | 打合せ協議                                  | 一式 |

(計画準備)

第16条 本業務の目的、内容を把握した上で実施方針・内容等を検討し、業務体制・機器の配置計画、業務工程、業務実施方法等について記載した業務実施計画書を作成するものとする。

(貸与資料整理)

第17条 本業務を遂行する上で必要となる、現在本市が所有しているもののうち、次の資料・記録等については、貸与する。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 令和8年度建築行政DX推進業務委託 成果品              | 一式 |
| (2) 登記事項要約書データ                         | 一式 |
| (3) 地番図データ                             | 一式 |
| (4) 旧アスベスト調査台帳(Excel形式)                | 一式 |
| (5) 建築計画概要書(平成18年度～令和7年度分)             | 一式 |
| (6) 建築計画概要書データ(形式:xdw)(平成18年度～平成26年度分) | 一式 |
| (7) 共用DB登録データ(ICBA)                    | 一式 |
| (8) その他、発注者が必要と認めたもの                   | 一式 |

2 貸与した資料は受託者の責任において管理し、取り扱いには十分注意するものとする。また、発注者の通常業務に支障がでないよう配慮するものとし、使用后、もしくは発注者の求めがあった場合には速やかに発注者へ返却すること。

(アスベスト調査台帳作成(令和8年度業務対象建築物))

第18条 受託者は、以下の内容に従い、アスベスト調査台帳を作成するものとする。

(1) 建築物のGISデータ作成

受託者は、発注者が提供する地番図データ及び共用DBを突合し、共用DB情報から地図の位置情報としてGISデータ(shp形式)の作成を行う。

(2) 建築物と登記情報の関連付け作業

受託者は、(1)で作成したGISデータの情報と発注者が提供する登記事項要約書データとの関連付け作業を、建物の同一性を加味しながら行うものとする。

(3) アスベスト対象建築物と登記事項要約書情報の関連付けの確認

受託者は、(2)で実施した建築物のうちから、発注者が提供するアスベスト対象物件と突合し、(2)で関連付けされなかった建築物の再関連付け及び(2)の関連付けの再確認を行うものとする。

(4) アスベスト調査台帳作成

受託者は、(1)から(3)で実施した情報をそれぞれ取りまとめ、アスベスト調査台帳の作成を行うものとする。

(5) 今後のアスベスト対策に向けての整理・分析

受託者は、(4)の結果をもとにアスベスト対策を進めるための分析調査など、今後のアスベスト対策に資する内容を整理し、分析結果を報告書としてまとめるものとする。

(各種資料の電子化及び共用 DB 登録用データ作成 (令和8年度業務以外全て))

第 19 条 受託者は、以下の内容に従い、借用した建築計画概要書を以下の内容に従い電子化するものとする。

(1) 建築計画概要書のスキャン

建築計画概要書を前条までに整理した事項に基づいてスキャンニングをおこない、PDFデータを作成するものとする。

(2) 個人情報等の保護処理

建築計画概要書に対して、個人情報や法人情報等の保護のために、黒塗り処理を行うものとする。なお、成果品には黒塗り処理済みの PDF 形式と未処理の PDF 形式を納めるものとする。

(3) 建築物の GIS データ作成

受託者は、発注者が提供する地番図データ及び共用 DB を突合し、共用 DB 情報から地図の位置情報として GIS データの作成を行う。

(4) 電子化データの整理及び調整

電子化したデータについて、共用 DB に登録する中間ファイルとして利用するために、ICBA が定める定義に従ってファイルリネームを行うものとする。

(5) 共用 DB 登録用データ作成

受託者は、前条までに作成したデータを基に共用 DB に登録するための中間ファイルを、令和8年度業務で実施した成果をもとに、ICBA が定める定義に従って作成するものとする。

なお、建築確認申請台帳、建築計画概要書のスキャンデータについても同時に共用 DB へ登録されるように準備を行い、共用 DB に既に登録されている物件に対して、追加登録可能なように設定するものとする。なお、数量については別紙のとおりとする。

また、発注者から貸与された検証環境にて、作成した中間ファイルが共用 DB 上で正常に動作するかどうか検証及び修正を行い、発注者の承認を得たものを共用 DB 登録用中間ファイルとする。

(成果品取りまとめ)

第 20 条 委託業務で作成した成果物の一覧と概要を整理し、品質確認や検証結果を含めて納品内容をとりまとめるものとする。

(業務報告書作成)

第 21 条 本業務の実施内容、数量、作業経過及び結果等を整理し、業務報告書として取りまとめるものとする。

(成果品不適合責任)

第 22 条 受託者は、成果品の引き渡し後1年間に受託者の責による成果品の誤り、漏れが発見された場合には、速やかに受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。ただし、受託者の責による重大な誤りがあった場合については、この期間によらず受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。

(成果品)

第23条 本業務の成果品は次のとおりとする。なお、本業務における電子成果品はすべて電磁記録媒体(HDD等)に格納して納品するものとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 業務報告書                 | 一式 |
| (2) 建築計画概要書電子データ          | 一式 |
| (3) 建築物 GIS データ(Shape 形式) | 一式 |
| (4) アスベスト調査台帳             | 一式 |
| (5) 共用 DB 登録用中間ファイル       | 一式 |
| (6) 打合せ議事録                | 一式 |
| (7) その他発注者が必要と認めたもの       | 一式 |

(別紙 数量表)

第15条 業務概要 番号	作業項目	作業図書 (資料年度)	数量
(4)①	建築計画概要書のスキャン	建築計画概要書 平成27年から令和7年度分	約2.5万件
(4)②	個人情報等の保護処理	建築計画概要書 昭和58年から令和7年度分 ※令和8年度業務対象分を除く	約10万件
(4)③	建築物のGISデータ作成	建築計画概要書 昭和26年から令和7年度分	一式
(4)④	電子データの整理及び調整	建築計画概要書、GISデータ 昭和26年から令和7年度分	一式